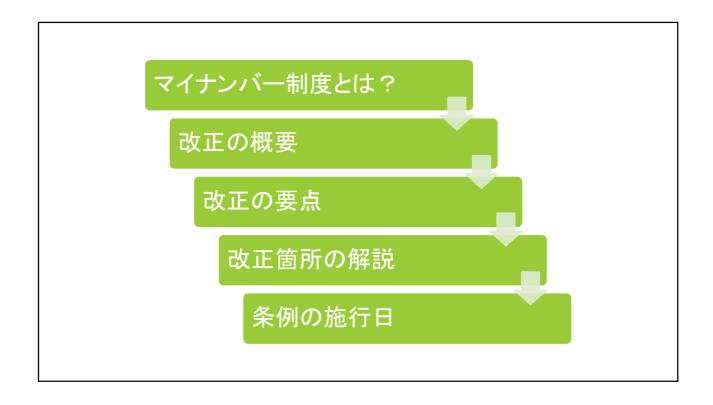
# 霧島市個人情報保護条例 の改正の概要

総務課 文書法制グループ



## マイナンバー制度とは?

### 【用語解説】マイナンバー制度

マイナンバー制度は、社会保障・税番号制度といわれており、マイナンバーは、国や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。

- ・社会保障、税、災害対策の分野の手続で、申請書等へのマイナンバーの記載が必要になる。
- ・事業主は、従業員のマイナンバーの提示を受けて、税や社会保険の手続を行うこととなります。

### 【用語解説】マイナンバー(個人番号)

マイナンバーとは、平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号のことをいいます。

個人が特定されないように、住所地や生年月日などと関係のない番号が割り当てられます。

なお、霧島市個人情報保護条例では、番号法に合わせて、マイナンバーを『個人番号』と表現します。

### マイナンバー制度実施の流れ

平成27年10月5日以降 住民票の住所に個人番号を 通知 平成28年1月 個人番号利用開始 平成29年1月 個人ごとのポータル サイト(マイポータ ル)運用開始

平成29年7月 地方公共団体等の 情報連携開始

(出典:政府広報から抜粋)

## マイナンバー制度とは?

## 霧島市におけるマイナンバー制度への取組

## 番号法で定める業務

- ●番号利用に関する条例の制定(行政改革推進課)
- 番号制度に対応するための個人情報保護条例の改正(総務課文書法制G) →本資料で説明

## 国税等对応業務

源泉徴収票に個人番号を記載させる。(総務課人事研修グループ、会計課、 各行政委員会事務局)

## 改正の概要

## 個人情報保護条例の改正の理由

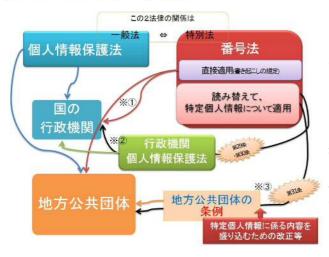
平成27年10月から個人番号を保有することで、特定個人情報の適正な取扱い等について必要な措置を条例に規定する必要が生じました。

平成25年5月31日に公布された、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。)第31条では、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」といいます。)などの個人情報保護法制が行う番号法に係る特定個人情報の保護措置の趣旨を踏まえ、地方公共団体においても特定個人情報の適正な取扱いの確保、保有する特定個人情報等の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるものとされています。

この規定により、地方公共団体では、番号制度の実施に当たり各自治体の個人情報保護措置として、個人情報保護条例の改正を行うことになります。

## 改正の概要

## 法律と条例の関係



特定個人情報の取扱いについては、番号法の規定に従うこととなります。

番号法では、書き起こしの形式で規定する方法(図中※①)のほか、他の法律を読み替えて準用する形式で規定する方法(図中※②)が採られています。

このため、後者の方法により規律された部分については、直接 地方公共団体に適用されません。

番号法においては、後者の方法により規律されている国の措置と同様の措置を採ることを番号法第31条の規定により地方公共団体に課しています(図中※③)。

(図及び文章 出典:株式会社ぎょうせい「マイナンバー制度に伴う例規整備支援業務」から抜粋)

## 改正の概要

### 【用語解説】特定個人情報

特定個人情報は、これまでの個人情報に番号法で規定する「個人番号」を含んだ個人情報になります。

### 【用語解説】保有特定個人情報

保有特定個人情報は、これまでの保有個人情報(実施機関が組織的に保有している個人情報)に番号法で規定する「個人番号」を含んだ保有個人情報になります。

図 保有特定個人情報と保有個人情報の関係

個人情報 特定個人情報 保有 保有 特定個人 個人情報 特定個人 情報

### 【用語解説】情報提供等記録

番号法等に規定されている情報照会者及び情報提供者は、情報 提供又はその求めがあった場合、下記の項目を、政令で定める期間(番号法施行令第29条により7年間)、情報提供ネットワークシステムに接続された電子計算機に保存しなければならないとされている(番号法第23条)。

不当な情報提供がなされていないかを事後的に確認することができるように規定されたものである。

『情報照会者・情報提供者の名称』

『提供の求め及び提供の日時』

『特定個人情報の項目』

『不開示情報である場合はその旨』

『その他総務省令で定める事項』

## 改正の要点

番号法第31条に係る措置については、以下の改正をします。

- ① 特定個人情報に関する必要な措置(新たな定義の設定)
- ② 番号法第29条を踏まえた条例改正(情報提供等の記録を除く特定個人情報に関する改正)

番号法第29条では、特定個人情報(情報提供等の記録を除く。)の取扱いについて個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律の読替規定を定めています。

この読替規定は国等においては適用があるものの、地方公共団体には適用されないため、番号法第29条の規定を踏まえて、番号法と整合を図る改正を行います。

③ 番号法第30条を踏まえた条例改正(情報提供の記録に関する改正)

番号法第30条においても、番号法第29条と同様に、地方公共団体に対しては情報提供等の記録の取扱いについての読替規定は適用されません。

このため、番号法第30条を踏まえて、番号法との整合を図る改正を行います。

## 改正の要点

② 番号法第29条を踏まえた条例改正(情報提供等の記録を除く特定個人情報に関する改正) 改正すべき項目は次のとおりです。

項目	改正の内容	保有個人情報との相違点
保有特定個人情報の 目的外利用	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときのみ、目的外利用を認める。	保有個人情報についても、目的外利用が認められている。
保有特定個人情報の 外部提供	外部提供が認められる場合について、番号法の規定と整合性を図る。(番号法で規定する場合に提供可)	保有個人情報の外部提供は、一定の場合に認められる。 番号法による制限はない。
保有特定個人情報の 開示・訂正・利用停止 の請求	本人、法定代理人及び任意代理人による請求を認める。 利用停止請求をすることができる事由として、目的外利用 制限違反・外部提供制限違反・収集保管制限違反・特定個 人情報ファイル作成制限違反の4事項を追加する。	保有個人情報に関する請求は、本人と法定代理人のみに認められる。 保有個人情報についても、利用停止請求が認められている。
保有特定個人情報の 開示の実施(他の制 度との調整)	他の法令等による開示制度(マイポータル等)があっても、 個人情報保護条例による開示を認める。	保有個人情報は、他の法令による開示制度があった場合、個人情報保護条例による開示を認めない。

## 改正の要点

③ 番号法第30条を踏まえた条例改正(情報提供等記録に関する改正) 改正すべき項目は次のとおりです。

項目	改正の内容	保有(特定)個人情報との相違点
情報提供等記録の 目的外利用の <mark>禁止</mark>	目的外利用を <mark>認めない</mark> 規定を設ける。 (目的外利用を想定していない。) (目的外利用を庁内で行うと情報連携の記録が残らない。)	保有特定個人情報は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときのみ、目的外利用を認める。
情報提供等記録の 外部提供	外部提供が認められる場合について、番号法の規定と整 合性を図る。(番号法が認める場合のみ提供できる)	外部提供が認められる場合について、番号法の規定と整合性を図る。(番号法が認める場合のみ提供できる)
情報提供等記録の 開示・訂正の請求	本人、法定代理人及び任意代理人による請求を認める。 利用停止請求は、適用しない。 (法に反する利用を、そもそも想定していない。)	本人、法定代理人及び任意代理人による請求を認める。 情報提供等記録は、利用停止請求がない。
情報提供等記録の 開示の実施(他の制 度との調整)	他の法令等による開示制度があっても、個人情報保護条例による開示を認める。	他の法令等による開示制度(マイポータル等)があっても、個人情報保護条例による開示を認める。
情報提供等の事案の 移送の <mark>禁止</mark>	情報提供等の記録に関する開示及び訂正決定に際し、事 案の移送の規定を <mark>適用しない</mark> こととします。 (情報提供等記録は、担当部署のみ保有しているため、そ もそも事案の移送を行う必要がない。)	保有特定個人情報は、保有個人情報に含まれるものとして、 保有個人情報同様に事案の移送が認められる。

番号法第31条を踏まえた改正(H27.10.5施行) 第2条第5号/定義の追加/特定個人情報

(5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための 新設 番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」と いう。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

### <解説>

必要な保護措置のための条例改正は、『特定個人情報』 と『情報提供等記録』を対象としているため、特定個人情報と 情報提供等記録の定義を追加する必要がある。 改正案では、番号法上の規定を引用する。

このうち、平成27年10月5日から施行する部分の改正にお いて『特定個人情報』の定義を盛り込む。

『情報提供等記録』の定義を追加する改正は、情報提供等記録を保有する時期を平成29年と予定しているため、平成 29年から施行する部分の改正規定に盛り込むこととする。

特定個人情報とは、個人番号(マイナンバー)をその内容に含む個人情報のこと。

## 図 個人情報と特定個人情報の関係 特定個人情報 個人情報 個人番号 氏名·住所等 氏名 · 住所等

## 改正箇所の解説

番号法第31条を踏まえた改正(H27.10.5施行) 第2条第6号/定義の追加/保有特定個人情報

(6) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取 得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利 用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、 公文書に記載されているものに限る。

新設

### <解説>

本市条例は、他の市町村同様「個人情報」のほかに 本市余例は、他の市町村同様「個人情報」のほかに「保有個人情報」の定義を設けており、開示請求等の各種規制対象を「個人情報」ではなく、「保有個人情報」としている。保有個人情報に該当するためには、個人情報の要件を満たすほかに、「職務上作成し、又は取得したこと」「実施機関の職員が組織的に利用するものであること」「公文書に記録されているもの」の3要件が加わり、個人情報よりも対象が限定される。

改正例では、特定個人情報が新たに保有個人情報に 加わることから、「保有特定個人情報」の規定を設けた。

### 図 保有特定個人情報と保有個人情報の関係



番号法第31条を踏まえた改正(H27.10.5施行) 第2条第7号/定義の追加/特定個人情報ファイル

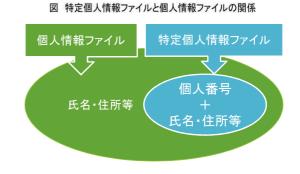
(7) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第5項に規定する 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

新設

### <解説>

改正前条例第2条第4項に規定している個人情報ファイ ルに番号法で規定する個人番号(マイナンバー)が加わった個人情報のファイルのこと。

個人情報ファイル+個人番号=特定個人情報ファイル



## 改正箇所の解説

番号法第29条を踏まえた改正(H27.10.5施行)

第11条第1項/利用及び提供の制限/保有個人情報の目的外利用・目的外提供

(保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用及び提供の制限) 第11条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のた めに保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を自 ら利用し、又は提供してはならない。

利用及び提供の制限) 第11条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のた めに保有個人情報\_ \_を自ら利用し、又は提供してはな

### 表 第11条と第11条の2の対比



第11条



<解説> 本条は、目的外利用・目的外提供の制限を定めた規定

原則として地方公共団体は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるか又は本人の同意を得ることが困難であるとき以外は、『特定個人情報』の目的外利用は認められない。

一方、従来どおり『保有個人情報』については、法令等 に基づく場合は、目的外の利用又は提供が認められる。

この取扱いの差異を条例に区分して規定する必要があるため、第11条を従来どおりの目的外利用・目的外提供の制限から『保有特定個人情報』を除き、次条に11条の2を新設して『保有特定個人情報』の目的外利用を制限した。

番号法第29条を踏まえた改正(H27.10.5施行)

第11条の2/利用及び提供の制限/保有特定個人情報の目的外利用の制限

新設

### (保有特定個人情報の利用の制限)

第11条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用して はならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、 利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保 有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本 者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるは、この限りでない。

3 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有特定 個人情報の利用目的以外の目的のための当該実施機関の内部における利用を特定の部 局又は組織に限るものとする。

<解説> 本条は、目的外利用の制限を定めた規定である。

原則として地方公共団体は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるか又は本人の同意を得ることが困難であるとき以外、保有特定個人情報の目的外利用は認められない。

一方で、保有個人情報については、法令等に基づく場合は、目的外の利用 又は提供が認められる。(第11条)

この点を条例に区分して規定する必要があるため、新たに11条の2を新設 して保有特定個人情報の目的外利用の制限を規定した。

### 主 第11条 2 第11条 の2 の 対 比

	表 第11余と第11余の2の対比
第11条 (個人番号を 含まない)	・目的外利用の制限 ⇔法令等に基づく場合は、利用が認められる。 ・目的外の提供の制限 ⇔法令等に基づく場合は、提供が認められる。
第11条の2 (個人番号を 含む)	・目的外利用の制限 ⇔人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある 場合であって、本人の同意があるか又は本人の同意を 得ることが困難であるときは、利用が認められる。

## 改正箇所の解説

番号法第29条を踏まえた改正(H27.10.5施行)

第11条の3/利用及び提供の制限/保有特定個人情報の目的外提供の制限

(保有特定個人情報の提供の制限)

第11条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する 場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

新設

### 表 第11条と第11条の3の対比

### <解説>

保有特定個人情報の提供は、目的外であっても目的内であっても、番号法第19条各号に該当する場合を除き禁止して

特定個人情報の提供の制限は、番号法第19条に服する ことの確認規定として本条を規定する。

第11条 (個人番号を 含まない)	・目的外利用の制限 ⇔法令等に基づく場合は、利用が認められる。 ・目的外の提供の制限 ⇔法令等に基づく場合は、提供が認められる。
第11条の3	・目的外利用の提供の制限
(個人番号を	⇔番号法第19条各号に該当する場合は、提供すること
含む)	ができる。

番号法第29条を踏まえた改正(H27.10.5施行) 第12条/利用及び提供の制限/引用条項ずれによる改正

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第12条 実施機関は、第11条第2項第3号から第8号までの規定に より保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるとき は、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報に ついて、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付 し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のため に必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求) 第12条 実施機関は、前条第2項第3号 から第8号までの規定によ り保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるとき は、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報に ついて、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付 し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のため に必要な措置を講ずることを求めるものとする。

へ作品で、特定個人情報以外の保有個人情報について、条例第11条第2項第1号から第8号に規定する者に対して保有個 人情報を提供した場合に行う措置要求の内容である。

特定個人情報の提供については、第11条の3で規定したが、提供後の措置要求は、番号法第24条に基づき行われるため、条例で措置要求を定める必要がない。

ここでは、第11条の2及び第11条の3を加えたことに伴う引用条項ずれを整理するため改正するものである。

## 改正箇所の解説

番号法第29条を踏まえた改正(H27.10.5施行)

第15条第2項/開示請求権/保有特定個人情報について代理人の範囲が拡大

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(<u>保有特定個人情報にあっては、</u>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(<u>以下「法定代理人」とい</u> 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。 <u>以下「代理人」と総称する。</u>)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求 (以下「開示請求」という。)をすることができる。ただし、本人が15歳以上の未 成年者の場合において、当該本人が反対の意思表示をしたときは、この限りで示をしたときは、この限りでない。 ない。

。)は、本人に代わって前 項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。た だし、本人が15歳以上の未成年者の場合において、当該本人が反対の意思表

<解説>

本条は、開示請求権を定めた規定であり、保有個人情報に含まれる保有特定個人情報も開示請求の対象となる。

保有個人情報の開示請求、訂正請求、利用停止請求は、本人のほか、法定代理人について認められている。

これに対して番号法は、個人情報に関する本人参加を容易にするため、本人の委任を受けた代理人(任意代理人)によ る請求も認めている。

以下の条文において、保有特定個人情報の各種請求に関して「法定代理人」と表現した箇所は、「代理人」に改める。

番号法第29条を踏まえた改正(H27.10.5施行)

Q 番号法は、なぜ保有特定個人情報について代理人の範囲が拡大させたのか?

A ①マイ・ポータルの導入によるデジタル・デバイドへの対応、②社会保障・税の分野においては、社会保険労務士や税理士等に申請・届出等の行政手続を委任することが多く、開示請求等についてもこれらの専門職の代理人を委任することができれば、一連の手続を一括して委任することが可能となるため

(参考 藤原静雄監修「Q&A特定個人情報保護ハンドブック」P95)

### 【用語解説】マイ・ポータル

マイ・ポータルとは、自宅のパソコンなどから、個人番号が使われている自分の情報の内容や、これがどのように取り扱われているのかを確認できる仕組み。

例えば、自分に関する個人情報が、いつ、どのような理由で情報提供ネットワークを介してやりとりされたのかを確認することができる。

個人番号を使った自分の情報が不当に取り扱われてい ないことを、自らチェックすることができる。

### 【用語解説】デジタル・デバイド

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

この格差については、マイ・ポータルを利用できないことによる不利益が大きいと考えられることから、任意代理人を認めることにより、その代理人によってマイ・ポータルによるサービスが受けられるようにする。

## 改正箇所の解説

番号法第29条を踏まえた改正(H27.10.5施行)

第16条第1項第2号/開示請求手続/保有特定個人情報について代理人の範囲が拡大

(2) <u>代理人</u>が本人に代わって開示請求をする場合は、本人の氏名及び住所 又は居所 (2) <u>法定代理人</u>が本人に代わって開示請求をする場合は、本人の氏名及び住 所又は居所

### 第16条第2項/開示請求手続/保有特定個人情報について代理人の範囲が拡大

新

2 前項の場合において、開示請求をする者は、実施機関の定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

2 前項の場合において、開示請求をする者は、実施機関の定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

### <解説>

本条は、開示請求手続を定めた規定であり、保有個人情報に含まれる保有特定個人情報も開示請求の対象となる。

番号法は、個人情報に関する本人参加を容易にするため、本人の委任を受けた代理人(任意代理人)による請求も認めていることから、第15条の改正に即し「法定代理人」を「代理人」に改める。

番号法第29条を踏まえた改正(H27.10.5施行)

第17条第1項第1号/開示義務/保有特定個人情報について代理人の範囲が拡大

(1) 開示請求者(第15条第2項の規定により<u>代理人</u>が本人に代わって開示 請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並 びに第25条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそ れがある情報 (1) 開示請求者(第15条第2項の規定により<u>法定代理人</u>が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第25条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

## 第26条第2項/開示の実施/保有特定個人情報について代理人の範囲が拡大

### 新

2 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又は当該開示請求をすることができる<u>代理人</u>であることを証明するために必要な書類その他実施機関の定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

2 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又は当該開示請求をすることができる法定代理人であることを証明するために必要な書類その他実施機関の定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

### <解説>

第17条は、開示請求を受けた場合の開示義務について定めた規定であり、第26条は、開示の実施手続を定めた規定である。どちらも保有個人情報に含まれる保有特定個人情報も開示請求の対象となる。

番号法は、個人情報に関する本人参加を容易にするため、本人の委任を受けた代理人(任意代理人)による請求も認めていることから、第15条の改正に即し「法定代理人」を「代理人」に改める。

## 改正箇所の解説

番号法第29条を踏まえた改正(H27.10.5施行)

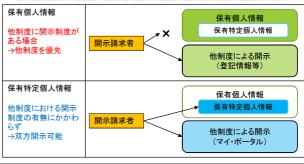
第28条第1項/他法令等による開示実施との調整/保有個人情報から保有特定個人情報を除外

### 新

第28条 実施機関は、他の法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)が第26条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

第28条 実施機関は、他の法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報 が第26条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

### 表 他制度との調整に係る保有個人情報と保有特定個人情報の対比



### <解説>

本条は、「行政機関個人情報保護法第25条」の規定と同じく、他の 法令に同一の方法で開示が規定されている場合に、その同一方法で の開示に限り、他の法令により開示を行うこととする調整規定を置い ている

これに対して番号法は、マイ・ポータルによる開示の実施も重ねて行うため、番号法第29条では、行政機関個人情報保護法第25条を適用しないようにし、マイ・ポータルによる開示制度と行政機関個人情報保護法による開示制度の双方による開示をできるようにしている。

当市条例においても、保有特定個人情報に限り双方の開示を認めるため、保有個人情報から「保有特定個人情報」を除く規定を置く。

### 番号法第29条を踏まえた改正(H27.10.5施行)

第30条第2項/訂正請求権/保有特定個人情報について代理人の範囲が拡大

において、当該本人が反対の意思表示をしたときは、この限りでない。

2 <u>代理人</u>は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。ただし、本人が15歳以上の未成年者の場合 求」という。)をすることができる。ただし、本人が15歳以上の未成年者の場合に おいて、当該本人が反対の意思表示をしたときは、この限りでない。

### 第31条第1項第2号/訂正請求手続/保有特定個人情報について代理人の範囲が拡大

(2) 代理人 が本人に代わって訂正請求をする場合は、本人の氏名及び住所 又は居所

(2) 法定代理人が本人に代わって訂正請求をする場合は、本人の氏名及び住 所又は居所

### 第31条第3項/訂正請求手続/保有特定個人情報について代理人の範囲が拡大

3 第1項の場合において、訂正請求をする者は、訂正請求に係る保有個人情 報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求 に係る保有個人情報の本人の<u>代理人</u>であること)を示す書類を提示し、又は 提出しなければならない。

3 第1項の場合において、訂正請求をする者は、訂正請求に係る保有個人情 報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求 に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又 は提出しなければならない。

<解説> 番号法は、個人情報に関する本人参加を容易にするため、本人の委任を受けた代理人(任意代理人)による請求も認めている ことから、第15条の改正に即し「法定代理人」を「代理人」に改める。

## 改正箇所の解説

番号法第29条を踏まえた改正(H27.10.5施行)

第38条第1項/利用停止請求権/保有個人情報から保有特定個人情報を除外

第38条 何人も、自己を本人とする第30条第1項各号に掲げる保有 個人情報(保有特定個人情報を除く。)が次の各号のいずれかに該 当すると思料する場合は、この条例の定めるところにより、当該保有 個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求 することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又 は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令等の規定 により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

第38条 何人も、自己を本人とする第30条第1項各号に掲げる保有 個人情報 が次の各号のいずれかに該当すると思料 する場合は、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保 有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することがで きる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停 止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令等の規定により特別 の手続が定められているときは、この限りでない。

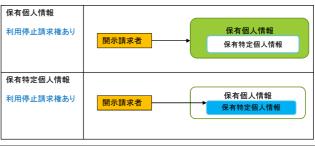
表 利用停止請求に関する保有個人情報と保有特定個人情報の対比

### <解説>

第38条では、個人情報の適正な取扱いを確保するため、保有個人 情報が適正に取得されたものでないとき、目的内保有・利用制限の 規定に違反しているとき又は提供制限の規定に違反しているときに、 利用停止請求が行えることを保障している。

保有特定個人情報についても同様に利用停止の請求権が認めら れるので、次項において、新たに規定を設ける。

第1項については、保有個人情報に関する従来の規定を残すため、 保有特定個人情報の利用停止請求権を除外するものである。



番号法第29条を踏まえた改正(H27.10.5施行)

第38条第2項/利用停止請求権/保有特定個人情報に関する利用停止請求権を規定

新設

2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該 当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人 情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができ る。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により 特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたもの でないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超え て保有されているとき、第11条の2の規定に違反して利用されているとき、番号 法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号 法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されてい るとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第11条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報 の提供の停止

<解説1>

第1号は、利用の停止又は消去を請求できる場合を以下の項目とする旨を規定 ①適法に取得されたものでないとき

②利用目的の範囲を超えて保有しているとき(行政機関個人情報保護法第3条2項違反)

③目的外利用の禁止・制限に違反しているとき(条例第11条の2違反) ④収集・保管の制限に違反しているとき(番号法第20条違反)

⑤違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき(番号法第28条違反) ※③から⑥が第1項と異なる規定

<解説2> 第2号は、次の場合に提供の停止を請求できることを規定

⑥提供の禁止・制限に違反しているとき (条例第11条の3・番号法第19条違反)

## 改正箇所の解説

番号法第29条を踏まえた改正(H27.10.5施行)

第38条第3項/利用停止請求権/保有特定個人情報について代理人の範囲が拡大・引用条項の増

代理人\_は、本人に代わって前2項の規定による利用停止の請求(以下 「利用停止請求」という。)をすることができる。ただし、本人が15歳以上の未成 年者の場合において、当該本人が反対の意思表示をしたときは、この限りでな 2 法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下 「利用停止請求」という。)をすることができる。ただし、本人が15歳以上の未成 年者の場合において、当該本人が反対の意思表示をしたときは、この限りでな い。

### 第39条第1項第2号·同条第2項

/利用停止請求手続/保有特定個人情報について代理人の範囲が拡大・引用条項の増

(2) 代理人 が本人に代わって利用停止請求をする場合は、本人の氏名及び 住所又は居所

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、実施機関が定めるところ により、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第3項の規 定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人 の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

(2) 法定代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合は、本人の氏名及 び住所又は居所

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、実施機関が定めるところ により、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人 の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

### <解説>

く所はア 第38条第3項は、代理人にも利用停止請求を認める規定であり、第39条は、利用停止請求手続についての規定である。 保有個人情報に含まれる保有特定個人情報も開示請求の対象となる。 番号法は、個人情報に関する本人参加を容易にするため、本人の委任を受けた代理人(任意代理人)による請求も認めていることから、第15条の改正に即 し「法定代理人」にではません。

また、本条に第2項が追加されたことに伴い、引用条項を改正する。

## 改正箇所の解説 番号法第31条を踏まえた改正(H29年 施行予定) 第2条第4号/定義の追加/情報提供等記録 (6) 情報提供等記録 保有特定個人情報のうち、番号法第23条第1 新設 項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。 図 情報提供等記録と個人情報の関係 <解説> ・ 必要な保護措置のための条例改正は、『特定個人情報』と『情報提供等記録』を対象としているため、特定個人情報と情報提供等記録の定義を追加する必要がある。 改正案では、番号法上の規定を引用する。 個人情報 特定個人情報 このうち、『特定個人情報』の定義を追加する改正は、平成27年10月5日から施行する部分の改正に盛り込んだ。 個人番号 氏名•住所等 氏名•住所等 『情報提供等記録』の定義を追加する改正は、情報提供等記録を保有する時期を平成29年と予定しているため、平成29年から施行する部分の改正規定に盛り込むこととする。 情報提供等 記録

## 改正箇所の解説 Q 情報提供等記録とは何か? 【用語解説】情報提供等記録 番号法等に規定されている情報照会者及び情報提供者は、情報提供又はその求めがあった場合、下記の項目を、政令で定め る期間(番号法施行令第29条により7年間)、情報提供ネットワークシステムに接続された電子計算機に保存しなければならない とされている(番号法第23条)。 不当な情報提供がなされていないかを事後的に確認することができるように規定されたものである。 『情報照会者・情報提供者の名称』 『提供の求め及び提供の日時』 『特定個人情報の項目』 『不開示情報である場合はその旨』 『その他総務省令で定める事項』 図 情報提供ネットワークシステムと情報照会・情報提供の関係 情報提供等 照会又は提供 情報 霧島市 情報提供 国·地方公共団体 情報提供等記録 情報 照会又は提供

番号法第30条を踏まえた改正(H29年 施行予定) <解説>情報提供ネットワークシステム

### 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携

- 地方公共団体等は、番号法第19条第7号の規定及び別表第2に基づき、情報提供ネットワークシステムを 通じて、情報照会者として他の個人番号利用事務実施者から個人番号利用事務を処理するために必要な特定 個人情報の提供を受け、又は情報提供者として他の個人番号利用事務実施者に対し特定個人情報を提供する こととなります。
- 情報提供者は、番号法第19条第7号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、同法第 21条第2項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、番号法施行令で定めるところにより、情報照 会者に対して求められた特定個人情報を提供しなければなりません。(番号法第22条第1項)
- ※ 情報提供ネットワークシステムを使用できる者は限定されており、地方公共団体等から個人番号利用事務の委託を受けた者(法令の 規定により、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者及び同表の第4欄に掲げる特定個人情報 の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者を除く。)は、情報提供ネットワークシステムに接続された端 末を操作して情報照会等を行うことはできません。

情報提供等の記録

情報照会者及び情報提供者となる地方公共団体等は、情報提供等の記録を7年間保存し なければなりません。

(出典:特定個人情報保護委員会 『社会保障·税番号制度担当者説明会資料 資料1』P8)

## 改正箇所の解説

番号法第30条を踏まえた改正(H29年 施行予定) 第11条の2第2項/保有特定個人情報の利用の制限/情報提供等記録を保有特定個人情報から除外

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要 がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは 利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項及び

水頂において同じ。)を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有特定 個人情報の利用目的以外の目的のための当該実施機関の内部における利用を特定の部 局又は組織に限るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要 

用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用 することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる

3 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有特定 個人情報の利用目的以外の目的のための当該実施機関の内部における利用を特定の部局又は組織に限るものとする。

特定個人情報

特定個人情報

保有 特定個人情報

### 図 目的外利用ができる情報(色塗り箇所)

<解説> 第11条の2は、保有特定個人情報の利 用の制限を規定したものであり、第2項 は、一定の場合には、目的外利用が許 容される旨を定めたものである。

しかし、情報提供等記録については、 目的外利用がそもそも想定されていない ことから、目的外利用を一切禁止する。

庁内で情報提供等記録を共有すること も認めない。

第11条 日的外利用の制限 (個人番号 個人情報 ⇔法令等に基づく場合は、利用が認められる。 を含まな い) 目的外の提供の制限 ⇔法令等に基づく場合は、提供が認められる。 保有 個人情報 第11条の2 目的外利用の制限 (個人番号 を含む) ⇔人の生命、身体又は財産の保護のために 個人情報 必要がある場合であって、本人の同意がある か又は本人の同意を得ることが困難であると きは、利用が認められる。 ・情報提供等記録の目的外利用は一切禁止

番号法第30条を踏まえた改正(H29年 施行予定)

第24条第1項/開示請求に係る事案の移送/情報提供等記録を保有個人情報から除外

第24条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除 く。)が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関にお いて開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関 と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場 合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨 を書面により通知しなければならない。

第24条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報 施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決 定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上 当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、 移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通 知しなければならない。

### 第36条第1項/訂正請求に係る事案の移送/情報提供等記録を保有個人情報から除外

第36条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報(情報等提供記録を除 く。)が第24条第3項の規定による開示に係るものであるとき、その他他の実施 機関において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の 実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。 この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送 した旨を書面により通知しなければならない。

第36条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報\_ が第24条 第3項の規定による開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において 訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協 議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合に おいては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書 面により通知しなければならない。

<解説>

情報提供等記録は、情報提供を実施したことの通信の記録であり、他の部署や実施機関に提供する

よって、開示請求等を受けた部署のみが保有する情報であることから、移送の対象外である 



## 改正箇所の解説

番号法第30条を踏まえた改正(H29年 施行予定)

第37条/保有個人情報の提供先への追加/情報提供等記録の通知先を規定

第37条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場 合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(当該保 有個人情報が情報提供等記録である場合にあっては、総務大臣及び番号法 第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提 供等記録に記録される者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、 遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。 第37条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場 合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先 に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

<解説>

第37条は、保有個人情報の訂正を実施した場合、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、訂正を実施した旨を通知しなければならな

保有特定個人情報についても、訂正を実施した際に必要があるときは、提供先に対し訂正を実施した旨を通知しなければならないが、保有特定個人情報のうちの情報提供等記録は、他の機関より提供を受けるものではない。

情報提供等記録は、機関間における特定個人情報のやりとりを記録したものであり、情報照会者・情報提供者・情報提供ネットワークシステム(設置管理者:総務大臣)の3か所で記録・保管されるものである。

情報提供等記録に訂正が生じた場合は、必要に応じて、3か所で認識を共有しなければならないと考えられるため、訂正を実施した際に必要があるときは、情報照会者は、情報提供者・総務大臣に、情報提供者は、情報照会者・総務大臣に通知しなければならない。



番号法第30条を踏まえた改正(H29年 施行予定)

第38条第2項/利用停止請求権/情報提供等記録を保有特定個人情報から除外

2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。)が 次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める 措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報 が次の各号の いずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保 有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法令等の 規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

図 利用停止請求できる情報(色塗り筒所)

<解説> 第38条では、個人情報の適正な取扱いを確保するため、保有個人 情報が適正に取得されたものでないとき、目的内保有・利用制限の 規定に違反しているとき又は提供制限の規定に違反しているときに、 利用停止請求が行えることを保障している。

保有特定個人情報についても同様に利用停止の請求権が認められるので、第2項に規定した。

ただし、情報提供等記録については、情報提供ネットワークシステムにおいて自動保存されるものであり、適法に取得されたものでないときや利用制限・提供制限の規定に違反しているときが想定されない。

よって、保有特定個人情報の利用停止請求の対象から情報提供等 記録を除外する。

### 第1項 保有個人情報 保有個人情報 開示請求者 利用停止請求権あり 保有特定個人情報 第2項 保有特定個人情報 保有個人情報 利用停止請求権あり 保有特定個人情報 情報提供等記録には 利用停止請求権なし 開示請求者 情報提供等記録

## 改正箇所の解説

情報提供等記録以外の特定個人情報と、情報提供等記録に関する、開示・訂正・利用停止請求の取扱いについてまとめると、下表のとおりとなる。

### 表情報提供等記録の開示・訂正・利用停止請求

種類	関係図(色塗り部分が該当箇所)	取扱い		請求者
情報提供等記録 を除く特定個人 情報	保有個人情報保有特定個人情報情報供等記錄	開示請求	認める	·本人 ·法定代理人 ·任意代理人
		訂正請求	認める	
		利用停止請求	認める	
情報提供等記録	保有個人情報	開示請求	認める	·本人 ·法定代理人 ·任意代理人
		訂正請求	認める	
	情報提供等記錄	利用停止請求	認めない	

## 条例の施行日

当該条例は、施行日の設定に合わせて、2条により構成する。

第1条の施行日:平成27年10月5日(個人番号通知の日)

- ・番号法第31条を踏まえた改正(情報提供等記録の定義を除く。)
- ・番号法第29条を踏まえた改正

第2条の施行日:番号法附則第1条第5号に掲げる規定の日(未定:平成29年予定)

- 番号法第31条を踏まえた改正(情報提供等記録の定義)
- ・番号法第30条を踏まえた改正

番号法のうち、個人番号の通知に関する規定は平成27年10月5日から、地方公共団体等における情報提供又は 情報照会の情報連携に関する規定は平成29年7月を目途に施行される。

条例に関しては、番号法第29条及び第30条を踏まえ、必要な措置を講じなければならないとされていることから、 義務であることから、個人番号の通知や利用開始以前に必要な改正を行っておく必要がある。

関係条文 〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日)(法律第27号)

### (行政機関個人情報保護法等の特例)

(17」が映画に入目和末度によるいでの。 第20条 行政機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報(第二十三条に規定する記録に記録されたものを除く。)に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項第二号から第 四号まで及び第二十五条の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。(表 略)

2 独立行政法人等が保有する特定個人情報第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録されたものを除く。」に関しては、独立行政法人等個人情報保護法第九条第二項第二号

2 独立行政法人寺が休有りる行走個人情報(第一十三条第一項及び第一項に現在する配談に記録されたものを除る。)に関しては、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の から第四号まで及び第二十五条の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。(表略) 3 個人情報保護法第二条第三項に規定する個人情報取扱事業者が保有する特定個人情報(第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録されたものを除く。)に関しては、個人情 報保護法第十六条第三項第三号及び第四号並びに第二十三条の規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。(表略)

第30条 行政機関が保有し、又は保有しようとする第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四 項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。(表 略)

- 2 総務省が保有し、又は保有しようとする第二十三条第三項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。(表略)
- 情報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものと する。(表 略)

### (地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護)

司人情報保護法 独立行政法人等個人情報保護法 個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長 独立行政法人等及び個人番号取扱 新31米、地方25米以下は、11水(機関地入目板体設定、独立11以広へ子が自然作技能、10人目前体验造成ない。以下は25米以下は、25米以下は、独立1以広へ子がいている。 事業者情先個人情報アプイルを事業の用に供している個人番号利用事務等実施者であって、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものをいう。 以下この節において同じ。」が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、 並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開京、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止(第二十三条第一項及び第二項に規定する記 録に記録された特定個人情報にあっては、その開示及び訂正1を実施するために必要な措置を講ずるものとする。